

○江東区地下鉄8号線建設基金条例

平成22年3月30日

条例第21号

(設置)

第1条 地下鉄8号線の建設に要する経費の財源に充てるため、江東区地下鉄8号線建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、江東区一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、江東区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、第1条の目的のため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。